



2023年3月28日

各 位

会 社 名 株式会社九州フィナンシャルグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 笠原 慶久
コード番号 7180 東証プライム市場・福証
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 山方 真一
(TEL 096-326-5588)

株式報酬制度の導入検討開始に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新たに株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)の導入の検討を進めることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の詳細につきましては、後日開催する取締役会において改めて決議をした上で、2023年6月16日開催予定の第8期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議する予定であります。

記

1. 導入の背景及び目的

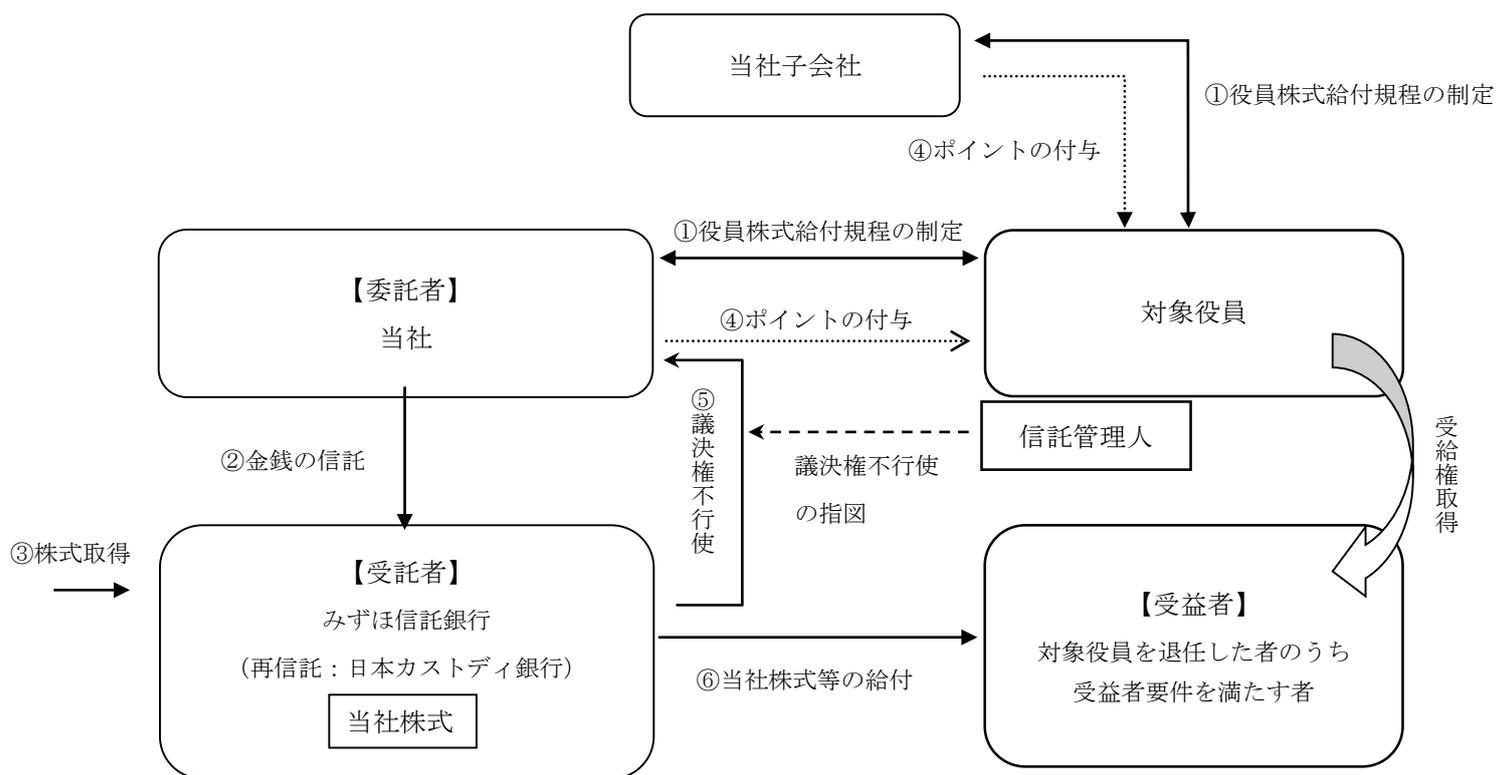
当社は、取締役(監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役及び非業務執行取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)及び執行役員ならびに当社子会社(株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行)の取締役(監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役及び非業務執行取締役を除きます。)及び執行役員(以下、総称して「対象役員」といいます。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の導入を検討しています。

なお、本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

<本制度の仕組み>



- ① 当社及び当社子会社は、各社の株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、各社の株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当社子会社は、役員株式給付規程に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(ご参考) 【本信託の概要】 (予定)

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定

⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)

⑦取得する株式の種類 : 当社普通株式

※上記内容は現時点での概要であり、今後の検討状況によっては変更する可能性があります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社九州フィナンシャルグループ 経営企画部 TEL 096-326-5588